

(広報用例文1) ※使用者向け

4月～7月は

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間です！！

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課

厚生労働省では、学生アルバイトの労働条件の確保のため、多くの学生がアルバイトを始める4月から7月に、使用者や学生を対象に標記キャンペーンを実施しています。使用者の皆さまにおかれては、アルバイトを雇用する際に、下記の重点事項に留意をお願いいたします。

重点事項

- ① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
労働条件通知書などの書面を交付し労働条件を明示する必要があります。特に、①契約の期間 ②契約を更新するときのきまり ③仕事をする場所、仕事の内容 ④勤務時間や休み ⑤賃金や賃金の支払い方法等 ⑥退職・解雇に関する事 は必ず書面※で明示してください。
※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！
学生は学業が本分であることから、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮してください。シフトの変更など労働契約の内容の変更については、労働者と使用者の合意が必要で、使用者が一方的にシフト変更を命じることはできません。
- ③ アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります！
準備や片付けの時間、参加が業務上義務付けられている研修を受講する時間も労働時間になります。また、アルバイトにも残業手当の支払いは必要です。
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては、厚生労働省ホームページを御確認ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html
- ④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。
- ⑤ アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。
遅刻を繰り返すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半分以上を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。
- ⑥ アルバイト先でのセクハラ、パワハラについては事業主に防止措置を講じることが義務づけられています。
アルバイトを含むすべての労働者から各種ハラスメントについて相談しやすい現場づくりを行うことが重要です。

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

電話 078-367-0820

平日夜間・土日祝の相談は

労働条件相談ホットラインへ

0120-811-610

確かめよう！

労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター 「たしかめたん」

(広報用例文2) ※使用者向け

4月～7月は「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間です！！

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課

厚生労働省では、学生アルバイトの労働条件の確保のため、多くの学生がアルバイトを始める4月から7月に、キャンペーンを実施しています。使用者の皆さまにおかれては、アルバイトを雇用する際に、下記の重点事項に留意をお願いいたします。

重点事項

- ① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
- ② 学業とアルバイトが両立できるよう、勤務時間のシフトは適切に設定しましょう！
- ③ アルバイトの労働時間も適正に把握する必要があります！
- ④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません！
また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ⑤ アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

(お問合せ先) 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課 (電話 078-367-0820)
平日夜間・土日祝の相談は労働条件相談ほっとラインへ (0120-811-610)

(広報用例文3)

4月～7月は「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン期間です！！

兵庫労働局 雇用環境・均等部指導課

厚生労働省では、学生アルバイトの労働条件の確保のため、多くの学生がアルバイトを始める4月から7月に、キャンペーンを実施しています。アルバイトを雇うとき、またはアルバイトとして働くとき、次の点に気をつけましょう。

- ① アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！
アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- ② 学業とアルバイトが両立できるよう、勤務時間のシフトは適切に設定しましょう！
- ③ アルバイトの労働時間も適正に把握する必要があります！
アルバイトでも、残業手当があります！
- ④ アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません！
- ⑤ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！
- ⑥ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます！
- ⑦ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！

困ったときは、総合労働相談コーナー (078-367-0850) に相談を！

平日夜間・土日祝の相談は労働条件相談ほっとラインへ (0120-811-610)